

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社はやしや
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 飯村 和生、赤羽 一仁
- (3) 所在地：長野県松本市和田南西原 4010 番地 28

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (115 件)

(平成 30 年 4 月 13 日認定)

「認 1705003706」 「認 1705003707」 「認 1705003708」 「認 1705003709」 「認 1705003710」
「認 1705003711」 「認 1705003712」 「認 1705003713」 「認 1705003714」 「認 1705003715」
「認 1705003716」 「認 1705003717」 「認 1705003718」 「認 1705003719」 「認 1705003720」
「認 1705003721」 「認 1705003722」 「認 1705003723」 「認 1705003724」 「認 1705003725」
「認 1705003726」 「認 1705003727」 「認 1705003728」 「認 1705003729」 「認 1705003730」
「認 1705003731」 「認 1705003732」 「認 1705003733」 「認 1705003734」 「認 1705003735」
「認 1705003736」 「認 1705003737」 「認 1705003738」 「認 1705003739」 「認 1705003740」
「認 1705003741」 「認 1705003742」 「認 1705003743」 「認 1705003744」 「認 1705003745」
「認 1705003746」 「認 1705003747」 「認 1705003748」 「認 1705003749」 「認 1705003750」
「認 1705003751」 「認 1705003752」 「認 1705003753」 「認 1705003754」 「認 1705003755」
「認 1705003756」 「認 1705003757」 「認 1705003758」 「認 1705003759」 「認 1705003760」
「認 1705003761」 「認 1705003762」 「認 1705003763」 「認 1705003764」 「認 1705003765」
「認 1705003766」 「認 1705003767」 「認 1705003768」 「認 1705003769」 「認 1705003770」
「認 1705003771」 「認 1705003772」 「認 1705003773」 「認 1705003774」 「認 1705003775」
「認 1705003776」 「認 1705003777」 「認 1705003778」 「認 1705003779」 「認 1705003780」
「認 1705003781」 「認 1705003782」 「認 1705003783」 「認 1705003784」 「認 1705003785」
「認 1705003786」 「認 1705003787」 「認 1705003788」 「認 1705003789」 「認 1705003790」
「認 1705003906」 「認 1705003907」 「認 1705003908」 「認 1705003909」 「認 1705003910」
「認 1705003911」 「認 1705003912」 「認 1705003913」 「認 1705003914」 「認 1705003915」
「認 1705003916」 「認 1705003917」 「認 1705003918」 「認 1705003919」 「認 1705003920」
「認 1705003921」 「認 1705003922」 「認 1705003923」 「認 1705003924」 「認 1705003925」
「認 1705003926」 「認 1705003927」 「認 1705003928」 「認 1705003929」 「認 1705003930」
「認 1705003931」 「認 1705003932」 「認 1705003933」 「認 1705003934」 「認 1705003935」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 2 年 6 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことから、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められ、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。